



平成 28 年 5 月 13 日

各位

会 社 名 アピックヤマダ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 押森 広仁  
(コード番号 6300 東証第二部)  
問合せ先 取締役企画部長 小出 篤  
(TEL. 026-275-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月開催予定の第63期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを4月20日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行する等のため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。
- (2)改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款について所要の変更を行うものであります。
- (3)その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月24日
定款変更の効力発生日	平成28年6月24日

以上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役は12名以内とする。	第17条 当社の取締役( <u>監査等委員であるものを除く。)</u> は12名以内とする。
2. (新設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役( <u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. (新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
3. (新設)	<u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
4. (新設)	<u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の	第23条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、これ

<p>場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会を招集するときは、会日の3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とす</p>
--	---

<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第28条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> <u>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>る。 (削除) (削除) (削除)</p>
<p><u>(任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会を招集するときは、会日の3日前までに各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u> 第36条～第39条 (条文省略)。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 計算</u> 第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第63期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第63期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>
---	--